

令和元年度 第9回

江 田 島 市 農 業 委 員 会 議 事 録

江 田 島 市 農 業 委 員 会

令和元年度第9回江田島市農業委員会議事録

| | | | |
|-------------|--|-----|--------------------------|
| 日 時 | 令和元年12月26日 14時00分 | 場 所 | わくわくセンター (農村環境改善センター) |
| 出席委員 | 1 下河内 昭博 2 中福 留美 3 前田 榮子 5 山田 隆見 6 村上 浩司 7 田中 正彦 8 清水 正子 9 大段 幸雄 | | |
| 欠席委員 | | | |
| 出席者 総 数 | 出席委員 8名 欠席委員 0名 | | |
| その他 出席者 | 書 記 泊野 秀三 書 記 寺西 修 書 記 久保 彰浩 | | |
| 議事録 署名委員 | 3 前田 榮子 5 山田 隆見 | | |
| 提出議題 | 議事 議案第 43 号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第 44 号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第 45 号 非農地証明の申請について 議案第 46 号 農用地利用集積計画の決定について 協議事項 ・第3回農地等相談会の結果について ・広島県農業会議からの依頼に基づく決議書について ・新年会について ・優良農地掘り起し金の支払いについて ・沖美町沖地区における農地集積について | | |

令和元年度第9回江田島市農業委員会総会次第

1 開 会

寺西書記 定刻になりましたので、只今から令和元年度第9回江田島市農業委員会総会を開会いたします。本日の総会出席者数は8名中欠席者数0名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による出席委員が過半数を超えていますので、本総会は成立することをご報告いたします。

また、議事録作成のため、本会議を録音しますこととお知らせします。それでは、最初に会長がご挨拶申し上げます。

2 議事録署名者の指名について

議長 こんにちは。ご苦勞様です。今年最後の総会ということですので、きちんとやっていきたいと思えます。

それでは、日程第2の議事録署名者の指名でございますが、本日の議事録署名者につきましては3番の前田委員と5番の山田委員を指名させていただきます。なお書記に、泊野事務局長、寺西書記、久保書記を指名いたします。

3 諸 報 告

議長 それでは、日程第3の諸報告ですが、事務局から何かありますか。

寺西書記 特にありません。

議長 それでは、日程第4の議案第43号農地法第3条の規定による許可申請について事務局から説明をお願いします。

寺西書記 番号1。贈与人、●●●●。住所、広島市_____。受贈人、▲▲▲▲。住所、沖美町_____。所在地、沖美町三吉_____。地番、〇〇番〇。地目、台帳及び現況ともに畑。面積、343㎡。

申請理由は、受贈人は「自身の耕作地に隣接しており、規模拡大も計画していたので受贈する」ということでした。

以上のことから、この申請は適当であると思えます。ご審議をお願いします。

議長 この1番の案件について、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思えます。

清水委員 清水です。先日、農地を見に行きましたけれども、この畑は、●●さんの家を購入した際に一緒に購入したものだそうです。耕作をするつもりはあると思えますのですが、少し荒れ放題という状況です。よろしくお願ひいたします。

議長 他に、ご意見、ご質問はありませんか。

委員 意見、質問無しの声あり。

議長 無いということですので、1番の案件について許可することに異議ありませんか。

委員 異議無しの声あり。

議長 全員許可することに異議が無いという事でございますので、許可とします。次をお願いします。

寺西書記 番号2。贈与人、●●●●。住所、大阪府大阪市_____。受贈人、▲▲▲▲。住所、広島市_____。所在地、江田島町津久茂_____。地番、〇〇番〇。地目、台帳及び現況ともに畑。面積、1,024㎡。所在地、江田島町津久茂_____。地番、〇〇番。地目、台帳及び現況ともに畑。面積、156㎡。
申請理由は贈与で、受贈人は「江田島市への移住を計画しており、居宅の購入に合わせて当該農地を受贈する」ということでした。
以上のことから、この申請は適当であると思います。ご審議をお願いします。

議長 この2番の案件について、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思います。

山田委員 江田島町農業委員の山田です。今ご説明があった農地の確認を、12月18日に、奥原さんと、推進委員の中田さん、島本さんで確認に行きました。この農地につきまして、2か所あるんですけども、一か所目の農地については、草を刈ればすぐに使えるような農地になっています。もう1つのほうは、ちょっと竹が生えてしまっています。この竹を切ればなんとか農地として使えると思いますので、申請の農地について許可をお願いします。

議長 他に、ご意見、ご質問はありませんか。

委員 意見、質問無しの声あり。

議長 無いということですので、2番の案件について許可することに異議ありませんか。

委員 異議無しの声あり。

議長 全員許可することに異議が無いという事でございますので、許可とします。次をお願いします。

寺西書記 番号3。譲渡人、●●●●。住所、神奈川県横浜市_____。譲受人、▲▲▲▲。住所、広島市_____。所在地、能美町中町_____。地番、〇〇番〇。地目、台帳及び現況ともに畑。面積、225㎡。地番、〇〇番〇。地目、台帳及

び現況ともに畑。面積、140 m²。地番、〇〇番〇。地目、台帳、田。現況、畑。面積、539 m²。地番、〇〇番〇。地目、台帳、田。現況、畑。面積、58 m²。

申請理由は譲渡で、令和元年11月27日付指令江農委第59号で空き家付き農地として登録済みの農地です。譲受人は「江田島市への移住を考えており、農業も行うため隣接する宅地建物をと併せて譲り受ける」ということでした。

以上のことから、この申請は適当であると思います。ご審議をお願いします。

議長 この3番の案件について、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思います。

田中委員 能美の田中です。今事務局の言われた通り、間違いございません。よろしくをお願いします。

議長 他に、ご意見、ご質問はありませんか。

委員 意見、質問無しの声あり。

議長 無いということですので、3番の案件について許可することに異議ありませんか。

委員 異議無しの声あり。

議長 全員許可することに異議が無いという事でございますので、許可とします。次をお願いします。

寺西書記 番号4。贈与人、●●●●。住所、神奈川県大和市_____。受贈人、▲▲▲▲。住所、江田島町_____。所在地、江田島町切串_____。地番、〇〇番〇。地目、台帳、田。現況、畑。面積、688 m²。

申請理由は贈与で、贈与人は「相続により当該地を取得したが、自身では管理できないため、贈与する」。受贈人は「贈与人の希望により受贈する」ということでした。

続きまして番号5。貸人、■ ■ ■ ■。住所、江田島町_____。借人、▲ ▲ ▲ ▲。住所、江田島町_____。所在地、江田島町切串_____。地番、〇〇番〇。地目、台帳及び現況ともに畑。面積、671 m²。

申請理由は使用貸借で、借人は「これまで当該地を管理していたが、改めて使用権を設定し借り受ける」ということでした。

以上のことから、この申請は適当であると思います。ご審議をお願いします。

議長 これらの案件について、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思います。

山田委員 江田島町農業委員の山田です。この件につきまして、農地の確認に、12月18日に、事務局の奥原さんと、推進委員の島本さんと、私で行っております。4番で、台帳が田になっている農地は、今測量をしておられますが、きれいに

管理されています。そして、もう1つの5番の農地は、小用方面に行く道路のトンネルの手前になるんですが、道路に面して細長い形になっています。やはり、ミカンや野菜をきちんと植えておられますので、大丈夫だと思います。よろしく願いいたします。

議長 他に、ご意見、ご質問はありませんか。

委員 意見、質問無しの声あり。

議長 無いということですので、4番と5番の案件について許可することに異議ありませんか。

委員 異議無しの声あり。

議長 全員許可することに異議が無いという事でございますので、許可とします。以上で3条の審議を終わりました、議案第44号の農地法5条の許可申請について、事務局から説明してもらいます。

寺西書記 番号1。贈与人、●●●●。住所、神奈川県大和市_____。受贈人、▲▲▲▲。住所、江田島町_____。所在地、江田島町切串_____。地番、〇〇番〇。地目、台帳、田。現況、畑。面積、147㎡。

申請理由は贈与で、受贈人は「墓地建設のため、受贈する」ということでした。

さきほどの3条の案件の隣の農地になっております。特に問題はないと思いますので、ご審議をお願いします。

議長 この1番の案件について、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思います。

山田委員 江田島町の農業委員の山田です。今事務局からご説明がありました、案件について、農地確認に行っております。12月18日で、さきほどの農地の隣ということできちんと土地を分けておられます。ですので、この案件は問題ないと思いますので、どうかよろしく願いいたします。

議長 他に、ご意見、ご質問はありませんか。

委員 意見、質問無しの声あり。

議長 無いようでしたら、この1番の案件について許可することに異議ありませんか。

委員 異議無しの声あり。

議長 全員許可することに異議が無いという事ですので、許可とします。以上で5条の審議を終わりました、議案第45号の非農地証明の申請について、事務局から説明願います。

寺西書記 番号1。申請人住所、大柿町_____。氏名、●●●●。所在地、大柿町大原_____。地番、〇〇番。地目、台帳、畑。現況、山林。面積、1,311㎡。所在地、大柿町柿浦_____。地番、〇〇番〇。地目、台帳、畑。現況、山林。面積120㎡。地番、〇〇番〇。地目、台帳、畑。現況、山林。面積320㎡。
申請理由は、「平成10年頃までは耕作していたが、耕作に要する人手の確保が難しく次第に耕作しなくなり、山林となっている」ということでした。
地目変更のため申請するものです。12月9日に、大段会長、中福委員、河尾推進委員、奥原書記、寺西で現地確認を行いました。
ご審議をお願いします。

議長 この1番の案件について、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思います。

中福委員 大柿の中福です。すべてこの通りで間違いありません。これは認めざるを得ないという状況です。よろしく願います、

議長 他に、ご意見、ご質問はありませんか。

委員 意見、質問無しの声あり。

議長 無いようでしたら、この案件について許可することに異議ありませんか。

委員 異議無しの声あり。

議長 全員証明することに異議が無いという事ですので、証明を可とします。次、願います。

寺西書記 番号2。申請人住所、大阪府東大阪市_____。氏名、●●●●。所在地、大柿町大君_____。地番、〇〇番〇。地目、台帳。畑、現況、山林。面積、976㎡。地番、〇〇番〇。地目、台帳、田。現況、山林。面積、124㎡。地番、〇〇番〇。地目、台帳、畑。現況、山林。面積、259㎡。地番、〇〇番〇。地目、台帳、田。現況、山林。面積、299㎡。地番、〇〇番〇。地目、台帳、畑。現況、山林。面積、244㎡。地番、〇〇番〇。地目、台帳、田、現況、山林。面積、1,194㎡。

申請理由は、「30年くらい前までは親戚が耕作していたが、次第に耕作しなくなり、山林となっている」ということでした。地目変更のため申請するものです。こちらにつきましては、11月26日に、大段会長、中福委員、胡子最適化推進委員、奥原書記、寺西で現地確認を行いました。ご審議をお願いします。

議長 この案件について、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思います。

中福委員 大柿の中福です。右にありますように、皆で現地確認に行ってみましたが、写真を見ていただいた通り、こういう現状です。これも、仕方ないかなという感じです。よろしくお願いします。

議長 他に、ご意見、ご質問はありませんか。

委員 意見、質問無しの声あり。

議長 無いということですので、この2番の案件について許可することに異議ありませんか。

委員 異議無しの声あり。

議長 全員証明することに異議が無いという事ですので、証明を可とします。次、お願いします。

寺西書記 番号3。申請人住所、大阪府大阪市_____。氏名、●●●●。所在地、江田島町津久茂_____。地番、〇〇番〇。地目、台帳、畑。現況、山林。面積、696㎡。地番、〇〇番〇。地目、台帳、畑。現況、山林。面積、918㎡。地番、〇〇番〇。地目、台帳、畑。現況、山林。面積、259㎡。所在地、江田島町津久茂_____。地番、〇〇番。地目、台帳。畑、現況、山林。面積、320㎡。地番、〇〇番〇。地目、台帳。畑、現況、山林。面積1,079㎡

申請理由は、「30年くらい前までは祖父母が耕作していたが、現在は耕作する者がいないため耕作しなくなり、現在は山林になっている」ということでした。こちらも、地目変更のため申請するものです。12月9日に、大段会長、山田委員、奥原書記、寺西で現地確認を行いました。

ご審議をお願いします。

議長 この案件について、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思います。

山田委員 江田島町農業委員の山田です。写真を見てもらえますか。該当の農地は、大きな木が生えたり、竹藪となっておりますので、もうどうにもならないと思いますので、よろしくお願いします。

議長 他に、ご意見、ご質問はありませんか。

委員 意見、質問無しの声あり。

議長 無いということですので、この案件について許可することに異議ありません

か。

委員 異議無しの声あり。

議長 全員証明することに異議が無いという事ですので、証明を可とします。
以上で非農地証明の申請についてを終わりました、議案第 46 号の農用地利用集積計画の決定について、事務局から説明願います。

寺西書記 番号 1。利用権を設定する農用地、所在地、江田島町鷲部_____。現況地目、畑。面積、790 m²。利用権を設定する者。住所、氏名。東京都千代田区_____、●●●●。権利の種類、所有権。権利の設定を受ける者、住所、氏名、江田島町_____、▲▲▲▲。設定する利用権、利用権の種類、使用貸借権。利用権の内容、野菜。始期、令和 2 年 1 月 1 日。終期、令和 4 年 12 月 31 日。借賃及び借賃の支払い方法は、使用貸借なのでありません。期間は 3 となっております。継続の案件です。
以上です。

議長 この案件について、皆さんの意見を伺いたいと思います。なにか、ありますか。

山田委員 これは消防屯所のところの案件ですか。

議長 消防屯所の隣です。

山田委員 わかりました。

議長 他に、ご意見、ご質問はありませんか。

委員 意見、質問無しの声あり。

議長 無いようでしたら、この計画について、決定することに異議ありませんか。

委員 異議無しの声あり。

議長 全員異議が無いと言う事ですので、決定とします。

5 協 議 事 項

議長 以上で農用地利用配分計画原案の意見聴取についてを終わりました、日程第 5 の協議事項に入ります。事務局から何かありますか。

寺西書記 ・第 3 回農地等相談会の結果について

事務局長

- ・ 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について
- ・ 新年会について
- ・ 優良農地掘り起し金の支払いについて
- ・ 沖美町沖地区における農地集積について

6 その他

議長

他に何かございますか。無いようでしたら、本日の総会はこれで終了します。